E_{SV}　基準省令第５条第１項に定める機械換気設備の基準一次エネルギー消費量（単位　ＭＪ／年）

E_{SL}　基準省令第５条第１項に定める照明設備の基準一次エネルギー消費量（単位　ＭＪ／年）

E_{SW}　基準省令第５条第１項に定める給湯設備の基準一次エネルギー消費量（単位　ＭＪ／年）

R_E　次の表の上欄に掲げる等級に応じ、それぞれ同表下欄に定める数値

等級	数値
8	0.65
7	0.7
（略）	

E_M　基準省令第５条第１項に定めるその他一次エネルギー消費量（単位　ＭＪ／年）

ロ　評価事項

(い)	(ろ)
等　級	講　じ　ら　れ　て　い　る　対　策
8	設計一次エネルギー消費量の極めて著しい削減のための対策が講じられていること。
7	設計一次エネルギー消費量のより著しい削減のための対策が講じられていること。
（略）	

③　既存住宅に係る各等級に要求される水準は、等級１を除き、一次エネルギー消費量に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、かつ、次の表の(い)項に掲げる等級に応じ、同表の(ろ)項に掲げる対策が講じられていることとする。

(い)	(ろ)
等　級	講　じ　ら　れ　て　い　る　対　策
8	設計一次エネルギー消費量の極めて著しい削減のための対策が講じられていること。
7	設計一次エネルギー消費量のより著しい削減のための対策が講じられていること。
（略）	

(3)　評価基準（新築住宅）

イ　等級８

設計一次エネルギー消費量が、基準一次エネルギー消費量の値を上回らないこと。なお、この場合に明示することができる床面積当たりの設計一次エネルギー消費量（E_{TA}）及び基準省令第２条第１項に定めるエネルギー利用効率化設備（以下単に「エネルギー

E_{SV}　基準省令第５条第１項に定める機械換気設備の基準一次エネルギー消費量（単位　ＭＪ／年）

E_{SL}　基準省令第５条第１項に定める照明設備の基準一次エネルギー消費量（単位　ＭＪ／年）

E_{SW}　基準省令第５条第１項に定める給湯設備の基準一次エネルギー消費量（単位　ＭＪ／年）

R_E　次の表の上欄に掲げる等級に応じ、それぞれ同表下欄に定める数値

等級	数値
（略）	

E_M　基準省令第５条第１項に定めるその他一次エネルギー消費量（単位　ＭＪ／年）

ロ　評価事項

(い)	(ろ)
等　級	講　じ　ら　れ　て　い　る　対　策
（略）	

③　既存住宅に係る各等級に要求される水準は、等級１を除き、一次エネルギー消費量に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、かつ、次の表の(い)項に掲げる等級に応じ、同表の(ろ)項に掲げる対策が講じられていることとする。

(い)	(ろ)
等　級	講　じ　ら　れ　て　い　る　対　策
（略）	

(3)　評価基準（新築住宅）

（新設）